

京都府立医科大学大学院医学研究科博士論文審査取扱要領

昭和61年9月18日
京都府立医科大学告示第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、京都府立医科大学学位規程（平成20年京都府立医科大学規程第80号。以下「規程」という。）第17条の規定により、京都府立医科大学大学院医学研究科（以下「研究科」という。）における博士論文の審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平28.8.1・一部改正）

第2章 博士の学位申請の資格要件（平3告示3・改称）

(在学者の博士の学位申請の資格要件)

第2条 規程第3条第2項の規定による学位の授与を申請することができる者は、研究科に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認められる者については、2年9月以上在学すれば足りるものとする。

（平3告示3・一部改正）

(研究科の課程を経ない者の博士の学位申請の資格要件)

第3条 規程第3条第3項の規定による学位の授与を申請することができる者は、次の各号の一到該当し、かつ、別に定める外国語試験に合格した者とする。ただし、外国語試験に関しては、本学大学院を単位取得の上、退学し、京都府立医科大学大学院医学研究科博士課程の修了に関する申合せ（昭和61年8月23日）の要件に該当しなくなった者及び単位未取得退学者にあつては、これを免除する。

- (1) 大学の医学部医学科若しくは歯学部を卒業した者又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を修了した者で、基礎医学にあつては5年以上、臨床医学にあつては6年以上の研究歴を有するもの
- (2) 大学院の博士課程又は修士課程を修了した者（医学又は歯学の隣接科学を専攻した者に限る。）で、基礎医学にあつては5年以上、臨床医学にあつては6年以上の研究歴を有するもの
- (3) 第1号に掲げる者以外の大学の学部を卒業した者で、基礎医学にあつては7年以上、臨床医学にあつては8年以上の研究歴を有するもの
- (4) その他大学院医学研究科教授会議（以下「医学研究科教授会議」という。）が前各号に掲げる者と同等以上の研究歴を有すると認める者

（平24.8.1・一部改正）

2 前項の研究歴は、次に掲げる期間とする。

- (1) 大学の専任職員として研究に従事した期間
- (2) 大学院を退学した者の場合は、大学院に在学した期間
- (3) 大学の研究生として研究に従事した期間
- (4) 権威のある研究施設において専任職員として研究に従事した期間

- (5) 京都府立医科大学（以下「本学」という。）の附属病院において専攻医として研究に従事した期間
- (6) その他医学研究科教授会議が前各号に掲げる方法と同等以上の方法により研究に従事したと認める期間

3 前項第4号の権威ある研究施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 医学に関係のある国立又は公立の研究機関及び衛生行政機関
- (2) 医学に関係のある財団法人又は社団法人である研究所
- (3) その他医学研究科教授会議が前各号に掲げる研究施設に準ずると認める施設
(平3告示3・平9告示4・平10告示2・一部改正)

第3章 博士論文（平3告示3・改称）

（博士論文）

第4条 博士論文は、次の各号の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 原著論文であること。
- (2) 専門学術誌に公表された論文であること。

（平3告示3・一部改正・平28.8.1・一部改正）

（共著論文の取扱い）

第5条 共著論文を博士論文とする場合、次の各号の要件を満たすことを必要とし、規程第4条又は第5条の規定による学位授与の申請の前に、研究委員会委員長の審査を受けなければならない。

- (1) 当該論文が、権威ある国際的な学術誌に公表され、かつ、学問的価値が特に高いと認められる欧文論文であること。
- (2) 規程第4条又は規程第5条の規定により博士の学位の授与を申請した者（以下「学位申請者」という。）が、原則として当該論文の筆頭著者であること。
- (3) 他の共著者が、次に掲げる事項について承諾し、承諾書（別記第1号様式）を学位申請者に提出していること。

ア 学位申請者が当該論文を博士論文として本学に提出すること。

イ 他の共著者が当該論文を学位論文として使用しないこと。

- (4) 当該論文の研究成果が主として外国における研究によって得られた場合には、学位申請者が、当該論文の内容と同じ研究分野又はそれと関係が深い研究分野での研究を通算して4年以上行っており、かつ、それらの研究分野において当該論文以外の原著論文を3編以上（国内における研究の成果をまとめた論文を1編以上含む。）発表していること。

（平3告示3・一部改正・平28.8.1・一部改正）

（公表されていない論文の取扱い）

第6条 第4条第2号の規定にかかわらず、規程第4条の規定による学位の授与の申請の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、研究委員会委員長の審査を経て、公表されていない論文（おおむね1年以内に印刷公表されることが、発表機関の掲載予定証明書等で確認できるものに限る。）を博士論文とすることができる。

2 前項の場合において、学位申請者は、当該論文が公表されたときは、直ちに公表後の論文3部を学長に提出しなければならない。

(平 3 告示 3 ・ 一部改正 ・ 平 28. 8. 1 ・ 一部改正)

第 4 章 審査の手続等

(博士の学位の申請)

第 7 条 規程第 4 条又は規程第 5 条の規定による学位の授与の申請は、原則として学術集談会定例会が開かれる日の属する前月の 25 日までにしなければならない。

(平 3 告示 3 ・ 一部改正)

(資格の調査)

第 8 条 学長は、前条の申請があったときは、医学系研究委員会に対し、学位申請者が第 2 条又は第 3 条に定める資格（以下「資格」という。）を有するかどうかについての調査を付託するものとする。

2 医学系研究委員会は、前項の調査を終了したときは、その結果を学長に報告するものとする。

(審査資料の送付)

第 9 条 学長は、前条第 2 項の報告があったときは、速やかに履歴書、論文目録、主論文及び論文内容の要旨（以下「審査資料」と総称する。）を医学研究科教授会議に送付するものとする。

(平 15 告示 7 ・ 一部改正)

(第 1 回審査及び審査委員の選定)

第 10 条 学長は、第 8 条第 2 項の報告があった日以後最初に開かれる医学研究科教授会議において、同条第 1 項の調査の結果及び審査資料に基づき、学位申請者が資格を有するかどうかを審査するものとする。

2 医学研究科教授会議は、学長が前項の審査を行うに当たり意見を述べるものとする。

3 学長は、前項の審査の結果資格を有すると決定した学位申請者に係る博士論文を直ちに受理するものとする。

4 学長は、博士論文を受理したときは、その審査及び規程第 9 条の 2 に規定する最終試験（以下「最終試験」という。）又は規程第 9 条の 3 に規定する学力の確認（以下「学力の確認」という。）を医学研究科教授会議に付託し、審査委員の選定について提議するものとする。

5 学位申請者の指導教授又は紹介教授（以下「指導教授等」という。）は、前項の提議があったときは、当該学位申請者の研究の意義その他必要な事項について説明するものとする。

6 医学研究科教授会議は、前項の説明及び審査資料に基づき、当該学位申請者につき 3 人の審査委員（主たる審査委員 1 人とその他の審査委員 2 人）を選定し、審査委員会を組織するものとする。

7 前項の場合において、博士論文が共著論文であり、かつ、指導教授等が共著者になっているときは、当該指導教授等を当該博士論文に係る審査委員に選定することはできないものとする。

(平 3 告示 3 ・ 一部改正 ・ 平 15 告示 7 ・ 一部改正 ・ 平 28. 8. 1 ・ 一部改正)

(学術集談会における口演)

第 11 条 学位申請者は、学術集談会において、博士論文の内容について口演しなければならない。

2 学術集談会には学位申請者の指導教授等及び審査委員 3 人が出席しなければならない。

(平 3 告示 3 ・ 一部改正 ・ 平 28. 8. 1 ・ 一部改正)

(博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認)

第12条 審査委員会は、学位申請者が前条の口演を終了したときは、博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行い、その結果を文書をもって医学研究科教授会議に報告するものとする。

2 前項により報告する文書は、博士論文審査結果の要旨(別記第2号様式)及び最終試験結果の要旨(別記第3号様式)又は学力確認結果の要旨(別記第4号様式)とする。

(平3告示3・一部改正・平15告示7・一部改正)

(第2回審査)

第13条 学長は、審査委員会が博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、終了後最初に開かれる医学研究科教授会議において、学位申請者に博士の学位を授与すべきかどうかについて提議するものとする。

2 学位申請者の指導教授等及び審査委員会のうち原則として主たる審査委員は、前項の医学研究科教授会議に出席し、前項の提議があったときは、前条第2項の文書により、適宜、その内容について説明するものとする。

3 医学研究科教授会議は、前項の説明及び審査資料に基づき、学位授与の可否について審議し、学長が決定を行うに当たり無記名投票等により意見を述べるものとする。

(平3告示3・一部改正・平15告示7・一部改正・平28.8.1・一部改正)

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、博士論文の審査に関し必要な事項は、別に定める。

(平3告示3・一部改正・平15告示7・一部改正・平28.8.1・一部改正)

附 則

1 この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

2 昭和62年3月31日以前に研究科に在籍している者に係る学位申請の資格要件については、第2条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3 この告示の施行の際、現に大学院の課程を経ずして学位を請求する者の資格審査に関する申合せ事項(昭和52年7月30日)による外国語の試験に合格している者は、この告示による外国語の試験に合格した者とみなす。

附 則(平成3年9月26日告示第3号)抄

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に博士の学位の授与を申請中のものについては、改正後の規定による申請があったものとみなす。

(論文提出による学位申請者に係る外国語試験取扱内規の一部改正)

3 論文提出による学位申請者に係る外国語試験取扱内規(昭和61年京都府立医科大学告示第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則

この告示は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日以前に研修員として研究に従事した期間及び平成11年3月31日以前に研修員として研究を許可された者が、引き続き研修員として研究に従事した期間については、この告示による改正後の京都府立医科大学博士論文審査取扱要領第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成11年3月31日以前に医師法第16条の2第1項に定める病院並びに国立、公立又は公社立の病院及び療養所において、専任職員として研究に従事した期間については、この告示による改正後の京都府立医科大学博士論文審査取扱要領第3条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この告示による改正後の京都府立医科大学博士論文審査取扱要領第3条第3項第3号に規定する施設から、大学院委員会（昭和56年1月22日）及び研究委員会（昭和61年5月12日）において承認された病院を除くものとする。この場合、平成11年3月31日以前に当該病院において研究に従事した期間については、なお従前の例による。

また、国立病院研究部で専任職員として研究に従事した期間については、今後も研究科の課程を経ない者の博士の学位申請に必要な研究歴として認めるものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前に研修医として研究に従事した期間については、この告示による改正後の京都府立医科大学博士論文審査取扱要領第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に修練医として研究に従事した期間については、この告示による改正後の京都府立医科大学博士論文審査取扱要領第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。